

第3章

倫理法等違反への厳正かつ迅速な対応

1 調査及び懲戒手続の概要

倫理法等に違反する行為に関する調査及び懲戒は、国公法における一般服務義務違反の場合と同様に、一義的には任命権者が行うこととされているが、厳正かつ公正な事実の確認及び措置が行われるよう、また、府省間での均衡を著しく欠いた対応とならないよう、倫理法において、倫理審査会の一定の関与の下にその手続が行われる旨の定めがなされている。また、規則22-1（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）において倫理法等に違反した場合に係る懲戒処分の基準が、規則22-2（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）において倫理法等違反に係る調査及び懲戒の手続の細目が、それぞれ定められている。

任命権者が職員に倫理法等に違反する疑いがあるとの情報を得た場合には、任命権者により必要な事実確認等が行われるとともに、倫理法等に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは倫理審査会に端緒報告がなされ、任命権者による調査が実施される。倫理審査会では、必要に応じ、任命権者と共同して調査を実施するほか、特に必要があると認めるときは、自ら単独で調査を実施できることとなっている。

調査の結果、職員に倫理法等に違反する行為があることを理由として任命権者が懲戒処分を行おうとする場合は、あらかじめ倫理審査会の承認を得なければならないこととされており、倫理審査会は、違反行為の内容を厳正に審査し、任命権者が行おうとする処分案が適正かどうかを判断している。なお、倫理審査会が自ら単独で調査を実施したときは、倫理審査会が自ら懲戒処分を行うことができることとされている。

また、倫理審査会では、倫理法等違反に関する情報を公務員倫理ホットラインなどを通じて、電子メール、投書等で得るほか、新聞報道等によっても得ており、これらの情報を得たときは、任命権者に依頼し、必要な事実確認等が行われることとなる。

2 倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒の状況

(1) 調査及び懲戒処分等の件数

令和4年度に倫理法等に違反する疑いのある行為に関し新たに調査が開始された事案は9件であり、前年度から継続して調査が行われた事案は2件であった。これらのうち、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われたものは3件で合計9人（減給7人、戒告2人）であった（後掲（2）参照）。また、各府省の内規による訓告・嚴重注意等の措置（以下「矯正措置」という。）が講じられたものは6件で合計7人であった（1件の事案の中で複数の職員が違反行為を行い、懲戒処分、矯正措置の両方が行われたものは2件あり、懲戒処分件数及び矯正措置件数のそれぞれに計上している。）。なお、令和4年度の調査が令和5年度に継続された事案はない。

これらを前年度（令和3年度）と比べると、新たに開始された調査件数は6件減少し、処分等件数は6件減少した（表3-1）。

表3-1 調査及び懲戒処分等の件数等の推移

(単位：件、人)

項目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	累計 (平成12～令和4年度)
調査開始事案数		18 <0>	14 <1>	11 <0>	15 <2>	9 <2>	435
処分等件数 (人数)		16 (40)	14 (174)	9 (29)	13 (46)	7 (16)	409 (1,537)
懲戒処分件数 (人数)		8 (12)	6 (10)	7 (20)	11 (20)	3 (9)	249 (580)
	免職	1 (1)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	71 (88)
	停職	5 (5)	1 (1)	2 (2)	3 (3)	0 (0)	50 (61)
	減給	2 (5)	1 (1)	3 (11)	5 (10)	2 (7)	72 (154)
	戒告	1 (1)	4 (7)	5 (7)	0 (4)	1 (2)	108 (277)
矯正措置件数 (人数)		10 (28)	11 (164)	5 (9)	4 (26)	6 (7)	227 (957)

- (注) 1 < > は前年度からの継続事案数 (外数) を表す。
 2 1事案につき懲戒処分を受けた職員と矯正措置が講じられた職員の両方がある場合はそれぞれに件数を計上しているため、懲戒処分の件数と矯正措置の件数との合計は、処分等件数と一致しない。
 3 1事案につき異なる種類の懲戒処分を受けた職員がある場合はそれぞれの種類ごとに件数を計上しているため、内訳 (免職等) の件数の合計は、懲戒処分件数と一致しない。
 4 1事案につき調査結果報告が複数回行われた場合には、処分等件数は、最初に調査結果報告が行われた年度のみに計上し、処分等人数は、それぞれの処分等に係る調査結果報告が行われた年度に計上している。

(2) 倫理法等違反事案の概要

令和4年度において、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われた事案の概要及び処分内容は表3-2のとおりである。

表3-2 令和4年度における倫理法等違反により懲戒処分が行われた事案の概要等

番号	違反行為	処分内容	事案の概要
1	利害関係者から金銭の贈与を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた事案 (倫理規程第3条第1項第1号、第5条第1項違反)	減給3月 (2/10) (1人)	国税庁の地方支分部局の職員1人が、許認可等の相手方として利害関係がある事業者から、日本酒を卸売価格で2回購入し、小売価格との差額分について金銭の贈与 (合計14,000円) を受けたもの。 また、同事業者と利害関係がない期間において、日本酒を卸売価格で8回購入し、小売価格との差額分について金銭の贈与 (合計122,570円) を受けたもの。さらに、利害関係がない他の事業者から、日本酒の贈与を2回 (合計4,890円) 受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
2	利害関係者から物品の贈与を受け、無償で役務の提供を受け、飲食の供応接待を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受けた事案 (倫理規程第3条第1項第1号、第4号、第6号、第5条第1項違反)	減給6月 (2/10) (2人) 減給2月 (2/10) (1人) 減給3月 (1/10) (1人) 減給1月 (1/10) (2人)	文部科学省の職員3人が、契約の相手方として利害関係がある事業者から飲食の供応接待をそれぞれ1回 (一人当たり約19,000円～少なくとも約67,300円) 受けた。そのうち1人は同事業者からタクシーチケットの贈与を1回 (約800円) 及び物品の贈与を1回 (約7,000円) 受けたほか、同事業者が用意した自動車に同乗 (約2.9km) して無償の役務提供を受けた。 また、別の文部科学省の職員2人が、契約の相手方として利害関係がある事業者から飲食の供応接待をそれぞれ1回 (一人当たり約19,000円又は約45,000円) 受けたほか、同事業者と利害関係がないあるいは利害関係の有無を確認するに至っていない期間において、飲食の供応接待をそれぞれ1回 (約45,000円) 又は複数回 (少なくとも約80,000円 (2回) 及び金額不明 (6～9回)) 受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けた。 さらに、別の文部科学省の職員1人が、利害関係がないあるいは利害関係の有無を確認するに至っていない事業者から飲食の供応接待を3回 (少なくとも約70,000円) 受けたほか、物品の贈与を5回程度 (約15,000円) 受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受けたもの。 なお、職員6人は他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。

3	利害関係者から無償で役務の提供を受け、部下職員の倫理法等に違反する行為を黙認した事案（倫理規程第3条第1項第4号、第7条第3項違反）	戒告 (2人)	国土交通省の地方支分部局の職員1人が、許認可等の相手方として利害関係がある事業者から職員が行うべき作業を行わせ、無償で役務の提供を受けたもの。 また、別の職員1人が、部下職員が同事業者から無償で役務の提供を受けた行為を黙認したもの。 なお、職員2人は他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
---	--	------------	--

また、倫理法等に違反する行為の態様等に照らし、矯正措置が講じられた事案は、6件で合計7人であり、これらの違反行為は、次のとおりである。

- ・ 利害関係者から飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第3条第1項第6号違反）1件1人
- ・ 利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第5条第1項違反）1件1人
- ・ 利害関係者から物品の贈与を受け、供応接待を受けた事案（倫理規程第3条第1項第1号、第6号違反）1件1人
- ・ 利害関係者から飲食の供応接待を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けた事案（倫理規程第3条第1項第6号、第5条第1項違反）1件1人
- ・ 利害関係者から無償で役務の提供を受けた事案（倫理規程第3条第1項第4号違反）1件2人
- ・ 利害関係者から物品の贈与を受けた事案（倫理規程第3条第1項第1号違反）1件1人

第2編 補足資料

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出件数（令和3年度 各府省等別内訳）

（単位：件）（単位：人）

府省等	態様	金銭、物品等の供与		飲食の提供等			報酬		合計		【参考】 在職者数 (常勤)
			うち 2万円超		うち 2万円超	うち立食 パーティー		うち 2万円超		うち 2万円超	
会計検査院							2		2		1,132
人事院							11	3	11	3	617
内閣官房		1		4			7	2	12	2	1,181
内閣法制局							1	1	1	1	71
内閣府		3		1		1	61	22	65	22	2,371
公正取引委員会		1					4	2	5	2	763
国家公安委員会		2					2	2	4	2	8,308
警察庁		1					5	2	6	2	1,558
金融庁		7	1	11		10			18	1	—
デジタル庁				1			3	2	4	2	4,370
総務省		5					15	12	20	12	168
消防庁							5	4	5	4	43,292
法務省		20					348	178	368	178	5,826
出入国在留管理庁		15		1			2	2	18	2	1,554
公安調査庁							1		1		6,178
外務省		27	3	53	8	4	7	2	87	13	16,022
財務省		2	1	11		4	2	1	15	2	54,814
国税庁		1		1			2	2	4	2	1,708
文部科学省		1		6		1	45	18	52	18	117
スポーツ庁		6	4	2		1	4	4	12	8	31,956
厚生労働省				2			58	32	60	32	13,802
農林水産省		8		10	2		5	3	23	5	4,465
林野庁				6		4			6		4,364
経済産業省		7	3	13	1	5			20	4	421
資源エネルギー庁				1					1		2,689
特許庁		2					1	1	3	1	188
中小企業庁		1		1		1			2		37,980
国土交通省		1		29	1	21	6	2	36	3	214
観光庁		3		2		1			5		168
運輸安全委員会							1	1	1	1	13,283
海上保安庁		1		1		1			2		1,901
環境省				4	1				4	1	
合計		115	12	160	13	54	598	298	873	323	

(注) 1 報酬とは、原稿料、講演料等である。
 2 報告書の提出のない府省等は省略した。
 3 在職者数については、内閣官房内閣人事局「一般職国家公務員在職状況統計表」（令和3年7月1日現在）による。